

小規模事業所排水指導指針

平成17年 4月 1日
埼 玉 県

1 目 的

この指導指針は、地域の水域に与える汚濁の影響が大きく、見過ごすことができない規模の小さい排水基準適用外の工場・事業場等における排水処理について、適正な指導を行うために必要な事項を定め、公共用水域の水質の汚濁防止を図ることを目的とする。

2 指導対象事業所

- (1) 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場・事業場であって排水基準が適用されていないもの。
- (2) 日本標準産業分類(平成14年3月改訂、総務省編集)中分類70の「一般飲食店」及び中分類71の「遊興飲食店」に該当するもの。
- (3) その他の工場・事業場のうち、排水が著しく汚染されているもの。

3 指導内容

- (1) 1日の平均的な排水の量が10立方メートル以上の事業所に対する指導、助言等を行う場合の目標とする排水の水質は別表のとおりとする。
- (2) 1日の平均的な排水の量が10立方メートル未満の事業所に対しては必要に応じて油水分離槽、沈殿槽、沈殿柵等の簡易な排水処理施設の設置を指導するものとする。

4 指導体制

この施策の実施に当たっては、市町村及びその他関係団体と連携を図り効果的に推進するものとする。

附 則

この指導指針は、昭和60年12月25日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この指導指針は、平成17年4月1日から施行する。

別 表

項 目	指 導 目 標	備 考
pH	5.8 ~ 8.6	
SS	180(150)mg/	()内は日間平均値をいう。
BOD	150(120)mg/	〃